

東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進事業実施要綱

(制定) 平成 29 年 3 月 31 日

28 福保総総第 1333 号

最終 (改正) 令和 5 年 1 月 31 日

4 福保総総第 1009 号

1 目的

東京都内及び都外での大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、東京都（以下「都」という。）、社会福祉施設及び職能団体等が一体となって、東京都災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）における取組を推進することで、災害対策の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の一部を財団法人、社会福祉法人、医療法人又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められる機関に実施を委託することができるものとする。

3 構成

ネットワークは別に定める機関及び団体をもって構成する。なお、1の目的に賛同する機関又は団体を参画させることができる。

4 事業内容

本事業の内容は、以下の各号に掲げる内容とする。

(1) ネットワーク本部の運営

ネットワークにおける取組を推進するため、その事務局機能としてネットワーク本部を立ち上げ、構成団体による委員会の招集や全体的なまとめ等を行う。

(2) 災害福祉支援体制の検討・構築

災害に備えて、平常時より別に定めるネットワーク構成団体間での意識の共有を図るための委員会を開催し、災害福祉支援体制の検討及びネットワークにおける取組を推進する。

(3) ネットワークの普及・啓発

都内において、ネットワークの取組を普及・啓発することによって、区市町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。

(4) 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等

災害時における具体的な活動に備え、別に定めるところにより、研修や訓練の実施により、人材育成や資質向上を図る。

(5) 他道府県との情報交換や連携づくり

災害時における具体的な活動に備え、他道府県との緊密な情報交換や連携づくり等を図る。

(6) 災害時における連携

ア 情報収集

災害が発生し、又は発生することが想定される場合、別に定めるネットワーク構成団体間において要配慮者に係る支援体制の不足や支援ニーズ等の情報を収集する。

イ 応援派遣

災害が発生した場合は、別に定めるところにより、必要に応じて避難所や社会福祉施設に対し、ネットワークの構成団体に所属する福祉専門職等を派遣する。

5 費用の負担

4 (1) から (5) までに要する費用は、予算の範囲内で都が負担するものとする。4 (6) に要する費用の負担は、別に定める。

6 守秘義務

本事業の関係者は、事業を通じて知り得た施設情報、個人情報等の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

7 その他

本事業の実施に関して、この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。